

第1回 救急搬送業務における民間活用に関する検討会議事要旨

- I 日時 平成17年6月3日(金) 16時00分～18時00分
- II 場所 総務省共用会議室 1
- III 出席者 朝日委員、石井委員(代)、大森委員、鈴木委員、谷口委員(代)、
田端委員、松井委員、南 委員、雪下委員
- IV 次第
- 1 開会
 - 2 消防庁長官挨拶
 - 3 議事
 - (1) 座長の選出
 - (2) 救急需要対策についての全体像
 - (3) 患者等搬送事業者の関係法令について
 - (4) 患者等搬送事業者の現状について
 - (5) フリーディスカッション
 - 4 次回の日程
 - 5 閉会

V 会議経過

検討会の冒頭で、座長の選出のあと、事務局から救急業務の現状に関する説明が行われ、質疑応答及び意見交換が行われた。主なものについては、次のとおり。

事務局	座長については、全委員一致で大森委員とする。
事務局	救急業務の現状については、出場件数、搬送人員ともに、全国、政令市ともほぼ同じ増加率である。また、年齢区分別の搬送人員の推移であるが、高齢者の増加割合は大きいものの、特定の年齢区分のみで増加しているわけではなく、全ての年齢区分で増加している。 しかし、救急隊は、それに見合うだけの増隊が困難な状態である。このため、現場到着所要時間が年々延長している。 今後も高齢化社会の進展や住民意識の変化に伴い救急需要

が増加し続けることが予想され、現在と同様な、救急自動車による迅速な対応が、困難となる恐れがあることを問題視している。

本検討会では、救急需要の増加が原因で、国民に不利益が及ぶことがないよう、特に「一定の出動業務や患者等の搬送業務への民間活用」について検討していただきたいと考えている。

委員

A 消防本部においては、「救急需要対策検討委員会専門部会」を開催し、救急需要対策についての検討を行い、報告書を取りまとめた。

その結果から、今後、患者等搬送業者の普及に向け①医療機関の救急自動車の活用、②患者等搬送事業者の質の向上、③患者等搬送事業指導基準の改正、④患者等搬送事業者に対する緊急通行権の付与、⑤患者等搬送事業者の運賃体系の明確化、⑥料金の公的助成措置の活用等が必要であると考えている。

座長

A 消防本部から患者等搬送事業者の普及に必要とされる課題が提示されたが、まず、これらの課題について意見の交換をしていただきたい。

「医療機関の救急自動車の活用」で複数の医療機関により救急自動車を保有し活用できないかについてご意見を伺いたい。

委員

医療機関が所有する救急自動車には、緊急走行権を認めているところであり、複数の医療機関により救急自動車を保有することも、解釈で可能と思われる。

委員

医療機関で救急自動車を運用するうえで問題となるのは、経費の問題である、複数の医療機関で救急自動車を運用できるのであれば有効であると考える。

座長

課題②の患者等搬送事業者の質の向上についてであるが、現在、救急救命士は救急自動車の中でしか、活動できないこととなっているが、救急救命士の患者等搬送事業者への活用の方策についてはどうか。⇒

- 委員 患者等搬送事業者に勤務する救急救命士に関して、特定行為に限らず、酸素の投与等のみでも、実施できるようにならないのか。⇒
- 委員 患者等搬送事業者に勤務する救急救命士が、救急救命処置を実施できないのは、医師の指示を受けるための通信機器等の設備面の不備でできないのか。⇒
- 委員 救急救命士制度は消防業務の中で救急救命士が業務を行うことを前提に作られている。今後、患者等搬送事業者にどの部分まで分担してもらうのかを明確にしないと、この問題は整理できないと考える。
- 委員 患者等搬送業者に勤務する救急救命士の処置範囲に関しては、救急業務と患者等搬送事業者が行う業務の仕切りをどのようにするか検討する必要がある。
- 座長 患者等搬送事業者に対する緊急通行権の付与について何か意見をいただきたい。⇒
- 委員 緊急通行権は、真に緊急通行を要する車両に限って、認められているものである。患者等搬送事業者が真に緊急通行を要しているか疑問があり、緊急通行権を認めることは難しい。
- 事務局 規制改革推進会議の中では、学識経験者から、救急搬送業務の民間活用を推進するためには、民間に緊急通行権を付与すべきとの意見が強かった。
- 委員 患者等搬送業者に緊急通行権を認めるのは、混乱をきたすおそれもあるので認めるべきではないと考える。
- 委員 緊急性の高いものは消防機関が救急業務として実施することが筋ではないかと考えていたが、患者等搬送事業者に消防救急と同様のレベルを求めていくスタンスで議論を進めるのか。⇒

- 座長 患者等搬送事業者に消防救急と同レベルを求めて行くわけではない。今は患者等搬送事業者の活用の可能性について探っている状態と理解している。
(事務局同意)
- 事務局 政府の規制改革・民間開放の推進会議では、本来の救急業務を民間開放するという議論はなかったが、検討経過を再確認する必要がある。
- 座長 民間活用の基本的な考え方は、「民間ができることは、民間でやるべきである」というものであり、この検討会での方向性を考える上で、規制改革・民間開放推進会議の答申の基本的な考え方を整理する必要がある。
- 委員 消防救急は、事故、災害で発生した傷病者を対象にスタートしているが、その後、法令改正等により疾病での緊急搬送も対象としてきた。その段階で、福祉との線引きが不明確となってきた。
今後は、緊急性のあるものとなないものについて、緊急性のない傷病者を患者等搬送事業者に委ねることが考えられる。そのためには、今後、患者等搬送事業者の質をどう高めていくかが重要である。
- 委員 消防救急が災害・疾病に加えて、福祉への分野にも踏み込んでいると考えていいのか。
- 委員 緊急性の判断は、119を要請する市民の側に委ねられており、消防機関は、119通報を受けたものを緊急性がないと判断することはしていない。そのため、消防機関は119に入ってきたもの全てに現在のところ対応している、ということである。
- 委員 それでは、この検討会では、規制改革推進会で示された内容について議論し、救急自動車の不適正利用に限定した民間開放を議論すればよいと考える。

- 座長 患者等搬送事業の指導基準を改正についてはいかがか。⇒
- 事務局 この検討会で総合的な検討を実施したうえで、改正は行う。
- 座長 患者等搬送事業者の運賃体制についてはどうか。⇒
- 委員 搬送料金に関しては、患者等搬送業者に関しては、設備等を整え、高いレベルで業務を実施しており、コストが掛かることを利用者に理解してもらうことが必要である。運賃体系の不明確なところは、通達の中で考えられることであるので、利用者がわかりやすいように、どのような内容が良いのか考えていきたい。
- 委員 A 消防本部から提示されている料金の公的助成措置とは健康保険法等の移送費のことか。⇒
- 委員 健康保険法には、移送費の支給が明記されているが、移送費の支給対象は緊急、その他やむをえない場合となっている。患者等搬送事業は緊急性がない患者を対象としているため、移送費の支給対象とならない。そこを改める必要がある。また、支給率の見直しも必要と考える。⇒
- 委員 ハードルは高いと考えられるが、担当課に状況を伝える。
- 委員 患者等搬送事業者は色々な問題を抱えていると考えられるが、この業者から改善の要望はあるのか。
- 事務局 今後の検討会で、患者等搬送事業者を招いて現状等の意見を聞き検討したと考える。
- 委員 この検討会は、今後、救急業務に関して総合的に検討していくものと解してよいのか。⇒
- 事務局 この検討会は主に、規制改革・民間開放推進会議の答申の内容を中心に、救急業務に関して総合的な検討をお願いしたい。

.....